

令和4年6月定例会

協議事項

久喜市教育委員会

## 資料 目次

ア 公民館のコミュニティセンター化について · 1

## ア 公民館のコミュニティセンター化について

### 公民館のコミュニティセンター化について

標記について、令和5年4月から久喜市公民館（中央、南、東、青葉、西、森下、栗橋、鶴宮）をコミュニティセンターにすることについて、協議を求めるものです。

#### 1 地域・住民のニーズ

社会教育法に基づき設置している、社会教育施設としての公民館の管理基準等を緩和し、誰もが利用できる施設としてほしいとの要望がある。

例 放課後の学習の場として使用したい

地域コミュニティ活動の一環で、公民館で有償販売をしたい など

#### 2 今後の施設としての役割と方向性

##### 【社会教育法の適用除外について】

・市民にとって有効に利用できる施設 → 社会教育法の適用除外が必要

・地域づくりに役立つ施設

・これからも生涯学習活動が推進できる施設

公民館

コミュニティセンター

生涯学習（社会教育）



生涯学習+地域の活動や交流など

(社会教育法に基づく)

※社会教育法の適用除外

#### 3 公民館とコミュニティセンターの比較

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	社会教育法、公民館条例	コミュニティセンター条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座などを受講できる。</li><li>・サークルなどの団体の利用に優位性がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域づくりに係る特産物の有償提供など多用途利用が可能となる。</li><li>・学習事業や市民の地域づくりの活動や交流など利用の幅が広がる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・営利目的の活動の禁止等 (社会教育法第23条)</li><li>・個人利用不可</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・名称を変更することで従来の公民館利用者に不安感が生じる。</li></ul>

4 コミュニティセンターへの移行で可能となる具体例

- 地域で採れた野菜などの有償提供
- 学習の場として提供
- 企業の研修会や会議等の利用

5 今後のスケジュール等

令和4年度

- ・コミュニティセンター化後の施設の利用方法及び公民館事業の実施方法について関係課と協議
- ・公民館を利用している団体及び市民への周知
- ・コミュニティセンター条例の一部改正及び公民館条例の廃止
- ・看板の架け替えを実施

令和5年度

- ・コミュニティセンターとしての供用開始
- ・施設の運営については、市長部局の市民部で行う。
- ・公民館事業については、これまでどおり教育部局で行う。